

# 「先住民族アイヌ」の法制史概要について

③

## ○北海道舊土人保護法 理由書（解説文）

北海道旧土人の保護については、だれかの差別無く平等にこれを愛する天皇のお考えをうけ明治のはじめから施策を講じたがいまだ充分にその目的達成ではない。思うに旧土人が天皇の仁政の感化をうける日が浅く、その知識が大変低いために古くからのその生命を託していた自然の恩恵をだんだん内地からの移民に搾取され、時が経るにつれ生活基盤を失い、ただ貧困に囲り果てるだけの状態になってしまった観がある。これは優るもの勝ち劣るもの負ける自然の成り行きでありどうすることもできないのである。しかしながら旧土人も等しく天皇の臣民であり、いまやこのような悲境に落ちぶれているのを目にしてこれに手でをしないわけにはいかない。そこでこの教養の方法を設けて災いを除き、窮状を衰れんで適当な産業によりその生活を保全し、その家計を成すようにするは、誠に国家の義務であり、天皇のお考えに添うものであると信じるものである。これが本案を提出する理由である。

## ＜資料2＞

⑦

＜日本関連抜粋：翻訳＞

### 第1章：政府からの回答 P.4 【概括報告】

#### ○日本

(日本)政府は、アイヌ民族に関する限り、先住民の保護と統合に対する国際文書の必要はないと考える。現今、報告(1)の趣旨における「先住民族」ではない。

従つて、政府は(ILO)の質問書の個別観点の報告をすることを必要としている。現在は、アイヌ民族は一般国民に完全に同化された結果、言語、習慣、文化、生活状況などの特質は、止むに至った。アイヌ民族は日本市民に付与されている経済的、文化的、社会的の便宜のみならず、その上なお、政治的、法的便宜を享受している。

## ○図表全体にわたる解説

1 資料1はウエベケレは、アイヌの生業の中心である鮭漁などと共に財産（土地・資源／漁場）との関係性や江戸時代から現在に至る社会背景とその変遷を記述。(北太平洋に面するサケ文化圏の先住民族と大きく異なる)

2 資料2は、現憲法下、'56年、国際労働機関(ILO)が世界各国に98項目にわたる先住民の生活・就労等の調査をしたが、日本は戦前のデータだけのお座なり回答した。'06年の道の生活実態調査を見ても実態との大きな格差があるのは明白。この時のILOなどと国際機関相互には「同化主義」への反省があり、国連の先住民族権利宣言(案)作成作業の初動の契機にもなっています。

3 國際基準と法制史変遷及び生活実態を総合すると、内閣官房において未来志向による先住少数民族対策のあり方や歴史の継続を行なう審議機関、常設の政府窓口での抜本的な取り組みが必要です。

## ○論拠の觀点 <国内事象☆と国際事象★>

(アイヌ民族の取り扱い 一時代、交渉相手、場面により異なる)

### 1 土地・資源とそれから派生するアイヌ民族の各種権原との関係性

特に土地・資源の収奪(内国外化)、文化享有権(同化・強制移住)など

### 2 2つの憲法での捉え 実定法(北海道旧土人保護法など)とその機能

・領土・国民(臣民)の法的押さえ、その決め方(決定権)

### 3 政府の国連機関への報告書など 一貫性の欠如を確認

・関係法の趣旨と国連・ILO(先住民族)の人権基準に照らし

①1854年(安政元) ★★ 日本国露西亞國通好條約(日露和親條約) 初の国境設定 → 裏右面 解説1参照

<アイヌ民族(蝦夷人・土人)の先住は両国とも自明、一方的で頭越し>

★★ガルトナル事件(プロイセン) 99年租借契約を明治政府高額賠償で解消

(明2) 1869年～ i) ★ 明治政府 開拓使設置(人口約6万人/含アイヌ)

ii) ★ 4つの土地法(専ら和人に分配→アイヌ語では申請できない)

iii) ★ 横太千島交換条約(強制移住)

1875年横太アイヌ、1884年千島アイヌ、他道内での強制移住の記録多数

②1889年(明22) ★ 大日本帝国憲法公布

③1899年(明32) ★ 北海道旧土人保護法(初めてアイヌに土地下付)

i) 納入地

ii) 共有財産 共有財産の性格参照<重要> → 資料1

④1910年(明43) ★『外国人土地法』(北海道は植民地/当時、樺太・台湾と同等の位置づけ)

⑤1911年(明44) ★『獵虎臘臘保護条約』(アイヌは「土人」=先住民族)

日・露・米・英4ヵ国で締結した国際条約 → 裏右面 解説2・3参照

⑥1946年(昭21) ★ 日本国憲法公布

i) 自作農創設特別措置法

ii) 北海道旧土人保護法の死文化

⑦1956年(昭31) ★ ILOへの日本政府報告書 報告書(2) → 資料2

→ 独立国における先住民に関する生活と労働状況について/98項目の質問

(同化し先住民でないと明記、日本人と同等の進歩に達した→実態と大きく乖離)

⑧1961年(昭36) ★ 地方改善施設整備補助金

⑨1974年(昭49) ★ 北海道ウタリ福祉対策／生活向上推進方策

⑩1980年代から ★ 各人権条約監視委員会の勧告・懸念事項 → 裏左面参照

⑪1995年(平7) ★ 人種差別撤廃条約加入

⑫1997年(平9) ★ 札幌地方裁判所ニ富谷ダム訴訟判決 → 裏右面 解説4参照

(国際人権B規約第27条援用、「先住民族」と考えられる)

⑬1997年 ★ アイヌ文化振興法制定 <文化のみの振興>

⑭2007年(平19) ★『先住民族の権利に関する国際連合宣言』採択(現在反対国なし)

### 一現在のアイヌの主な生活実態(‘06北海道の調査等から)

現在55歳のアイヌの60%が中卒、道外在住アイヌも含め厳しい労働環境、年収で生活している生活保護率は、同一居住市町村比1.6倍/北海道は大阪府に次いで全国2位、全国平均の1.8倍以上大学進学率は、同一居住市町村比の2分の1に満たない/北海道は全国平均の8割弱

**私たちアイヌ民族は日本の先住民族  
内閣官房に「アイヌ政策推進会議」設置、政策検討に着手  
法的措置による全国展開政策の実現へ**

### ○国連先住民族権利宣言の概要ー

先住民族が集団または個人として国際人権法体系において認められた全ての人権及び基本的自由を完全に享受する権利を有することを始め、先住民族及びその個人の権利及び自由について述べたもの。文化・教育・経済的権利並びに土地と資源など広範な権利が定められている。主権国家には、統合された先住民族との話し合いにより、社会正義の履行を促している。

#### 【宣言の主な権利内容】

- <第1条> すべての人権と基本的自由を享受する権利
- <第2条> 他の民族から自由であり、他の民族と平等であり、差別されないこと
- <第3条> 自決権／自由に政治的地位を決定し、自由に経済的、社会的及び文化的な発展を追求する権利
- <第5条> 独特の政治的、法的、経済的、社会的、文化的制度を維持・強化する権利
- <第8条> 強制的同化又は文化の根絶を受けない権利
- <第10条> 土地及び領域から強制的に移転されない権利
- <第11条> 文化的伝統と習慣を実践・再活性化等する権利
- <第12条> 精神的及び宗教的伝統、習慣及び儀式を実践・発展等する権利、宗教的・文化的な場所を維持・保護等する権利、及び遺骨の返還に係る権利
- <第13条> 歴史、言語、口承伝統、哲学等で再活性化させ、将来に伝達する権利
- <第14条> 固有の言語により、教育及び学習における固有の文化的方法に則した様態で教育を提供する教育制度及び教育機関を設立し、管理する権利
- <第14条> 国内で差別なく教育を受ける権利
- <第17条> 國際労働法や国内労働法により定められたすべての権利を享受する権利
- <第18条> 固有の手続きに基づき、自身によって選出された代表を通じて、自身の権利に影響を及ぼしうる事項に関する意志決定に参加し、かつ固有の意志決定機関を維持し、発展する権利
- <第22条> 本宣言の履行にあたっては、先住民族の高齢者、女性、児童、障害者の権利に特段の注意を払わなければならない
- <第24条> 伝統的医療に関する権利を有し、いかなる差別もなく、社会的及び公共医療サービスを受ける権利
- <第26条> 伝統的に所有・占有又は他の方法で使用、取得してきた土地、領域及び資源についての権利
- <第28条> 伝統的に所有・占有・占有等してきた土地、領域及び資源のうち、同意なしに没収等された土地、領域及び資源に対して、原状回復を含む手段や平等な賠償といった手段によって補償を受ける権利
- <第32条> 土地、領域及び資源の開拓又は使用のための優先順位や戦略を決定・発展させる権利
- <第33条> 債務及び伝統に従事するアイヌのアインディティイや構成員を決定する権利
- <第35条> 共同体に対する個人の責任を決定する権利
- <第39条> 本宣言の権利を享受すべし、国家又は国際協力による財政的・技術的支援へのアクセス権
- <第46条> 本宣言によるいかなるものも、主権国家・独立国家の領土保全あるいは政治的一体性を分割し、害する行為を促進するものと解釈されなければならない

・ケーススタディ  
「共有財産」の歴史を  
考えよう！



### ③ ii) <資料1>

#### ○北海道旧土人保護法及び 共有財産の性格

明治初期、開拓使は、幕藩体制時代の運上屋を肩代わり衣食を与え、漁具一切を官給して漁労、鳥獣捕獲に従事させた。その収益金は、開拓使が保管して緩急に処して関係旧土人の救済費に充当した。さらに、それが明治32年の保護法に引き継がれて旧土人共有財産との法律用語として法制に採り入れられ、衣食住の生活費を全額官給、漁具器具等の生産用具を与え、旧土人漁業組合を組織して就労させた収益金を開拓使が保管、旧土人の共同の目的、すなわち保護法執行の財源をこの収益に持つてすることとした。もし、不足ある時は国庫より支出する旨も定めたが、第2次大戦の影響から昭和12年改正後は殆ど施行されなかった。

→共有財産はアイヌ文化振興等の業務に要する費用に充当  
(平成9年)  
アイヌ文化振興法施行に伴い北海道旧土人保護法他廃止。

#### 「共有財産と鮭漁」のウエベケレ(散文話)

北海道旧土人保護法制定前は、アイヌが共有財産(漁場)で捕った鮭のうち生活のために飯料(はんりょう)という食用分や保存分の割り当が保障されていたんだよ。

制定後は、共有財産管理は北海道府長官だけの専権となって、そのままほとんど活用されずに今日に至ったんだ。上記、資料1の共有財産の性格などとつなぎ合わせて考えてみると、「国連先住民族権利宣言」が採択された背景や理屈が分かるよね。

・そういうは、千歳の故白沢ナバフチ(M39生)や故小田伊チフ(M44生)が子供の頃、家族と一緒に生活のために丸木船を買って鮭を捕つたと話していたつけ…。『火の神の懐に』洋泉社】

・故豊野茂工カシ(T15生)も少年の頃、目の前で起きた鮭にまつわる強烈な事件を綴っていたよ。

・父親が生活のためやむなく行った鮭の密漁が発覚、家に土足で上がってきた警察官に捕まり、つぶれた片方の目から涙を流した場面が載っていたつけ。

・家族の生活のため父親が身を挺して行ったこと、それを見ていた少年の気持ちを思うと、胸が詰まります。

【アイヌの魂】朝日文庫】

・つい僕たちの先代まで、このようなアイヌ民族の生活振りが続いていたんだよね…何百/千年も鮭漁などで暮らしてきたんだから先祖からの歴史の重みは分かつて欲しいわ!

・僕は、アイヌの先住権を認めていくことは、全然無理な話とは思わないけどね。

・民主主義の下で、当たり前の社会・実質的な社会正義を進めることなんだと思うよ!

・現代のアイヌの生活すべてを見つめ直し、出来るところから改善していく。ウコチャランク(話し合い)によつてね。

・未来のすべての子供たちに鮭を示すべきだし夢と希望を持たせて欲しいな!